

## 「Do★食輸出プレイヤー」募集要領

「Do★食輸出Platform」(※)では、農林水産物・食品輸出拡大に向けた取組みの一環として、輸出に意欲的な事業者等の皆さまを「Do★食輸出プレイヤー」として募集し、公表しています。

登録されたプレイヤーの皆さまに対しては、Do★食輸出Platformが集中的かつ継続的にご支援させていただき、輸出にかかる課題解決を通じてモデル事例を創出するとともに、プレイヤー同士や、支援機関・サポーター企業との交流を促し、新たな取組みやビジネスの創出を促進します。

登録を希望する事業者におかれましては、下記をご確認の上、様式1及び様式2を申込書類提出先までE-mailにてお送りください。Do★食輸出Platformにおいて申込内容を確認の後、結果をご連絡いたします。

### ■Do★食輸出プレイヤーへの支援内容(例)

- ✓ Platformの支援機関や輸出専門家等による継続的なサポート
- ✓ 海外バイヤーや地域商社、サポーター企業等とのマッチング支援
- ✓ プレイヤー同士のネットワーク形成
- ✓ プラットフォーム主催イベント(商談会、セミナー等)の優先案内
- ✓ 事業者の取組のPR

(※)Do★食輸出Platformとは

北海道の農林水産物・食品の輸出拡大を目指す支援体制として、2021年9月に発足。北海道農政事務所・北海道経済産業局・札幌国税局・JETRO北海道(JFOOD0)・中小機構北海道本部の5機関を中心に、輸出事業者のニーズの掘り起こしや、各種施策を活用した課題解決支援等に取り組んでいます。

## 記

### 1. 登録要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 北海道内に事業所を有する法人又は個人事業主であり、当該北海道内の事業所を拠点として、既に農林水産物・食品の輸出に取り組んでいる、又は、今後輸出に取り組む意向があること。
- ② 輸出の取組みに関して、商品開発、生産性向上、販路開拓、規制対応等に係る行政への支援ニーズを有していること。
- ③ 暴力団排除に関する誓約書の提出があること。
- ④ 会社概要、取扱品目、輸出先国・地域、問合せ先等の情報が公表可能であること。

## 2. 留意事項

- ① 登録要件を満たさない場合等、登録をお断りすることがあります。
- ② プレイヤー同士又はプレイヤーと Do★食輸出 Platform 構成機関外の支援機関・企業等との間で発生する契約・係争等につきまして、対応いたしませんのでご了承ください。

以上

<本資料に関するお問合せ先・申込書類提出先>

北海道経済産業局 地域経済部 食・観光産業課

担当者：南、八嶋、伊藤

E-mail：[bzl-hokkaido-shokukanko@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-shokukanko@meti.go.jp)

電話：011-709-2311（内線：2593）